

(特別の利益を提供することを約して勧誘する行為)

適用例 「顧客からの 特別の利益提供」の要求に応じて取引を継続する場合

< 事例 >

X証券と顧客は、取引開始時に、顧客の責に帰すべき事由により生じた株券の受渡未済に係る費用(フェイルコスト)は同顧客が負担する義務を負うとの契約を締結した。

その後、顧客がフェイルを多発し、X証券の顧客に対する債権(多額のフェイルコスト)が生じていたため、X証券は顧客に対してフェイルコストを請求したが、顧客から「当方がフェイルコストを負担することになるなら今後取引を止める。」との要求があったため、X証券は、顧客の当該要求に応じて既に発生していた多額のフェイルコストに係る債権を放棄することとして、その後の取引を継続した。

< 論点 >

X証券が顧客の要求に応じて、既に発生していた債権(多額のフェイルコスト)を放棄することとして取引を継続することは、特別の利益を提供することを約して勧誘する行為(証券会社の行為規制等に関する内閣府令第4条第2号)にあたるか。

< 判断内容 >

同条は「特別の利益を提供することを約して勧誘する行為」と規定されていることから、本件の場合のように、「顧客の要求に応じて取引をする行為」が「勧誘」に該当するかが論点になるが、顧客の側から特別の利益の提供を要請された場合であっても証券会社がこれに応じることは、「要求どおりに特別の利益を提供するから取引をして欲しい。」という勧誘にほかならないと考えられることから同号は適用されるものと考えられる。